

美 容 所 開 設 届

年 月 日

岩手県 保健所長 様

住 所

氏 名

電話番号

〔 法人にあつては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

美容師法第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 美容所の名称、所在地及び電話番号

2 開設者及び管理美容師

区 分	住 所	氏 名
開 設 者		
管理美容師		

3 美容所の構造及び設備の概要

4 従業者

氏 名	摘 要（美容師にあつては、登録番号を記載すること。）

5 美容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患がある場合は、その旨

6 開設予定年月日

7 開設しようとする美容所と同一の場所で現に理容所が開設されている場合は、当該理容所の名称

8 開設しようとする美容所と同一の場所で理容師法第 11 条第 1 項の届出がされている場合（当該届出を当該美容所の開設の届出と同時にを行う場合を含む。）は、当該理容所の開設予定年月日

9 届出者が美容師法第 11 条第 1 項の規定による届出（以下「届出」という。）をした営業者で当該営業を譲渡するもの（以下「譲渡人」という。）から当該営業を譲り受ける者（以下「譲受人」という。）である

ときは、その旨並びに譲渡人の住所、氏名及び生年月日（譲渡人が法人の場合にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

備考 1 次の書類を添付してください。

- (1) 美容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無に関する医師の診断書
- (2) 法第 12 条の 3 第 1 項に規定する美容所の開設の届出をする場合にあっては、管理美容師が同条第 2 項の規定に該当する者であることを証明する書類
- (3) 開設者が外国人の場合は、住民票の写し（住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する国籍等を記載したものに限る。）

(A 4)